

# 大会開催に伴う新型コロナウイルス等の感染症拡大防止対策 ver.4

令和5年2月25日  
成田市少年野球連盟

成田市少年野球連盟（以下、「本連盟」という。）は、「新型コロナウイルス等の感染症拡大防止のため」次の事項を定める。これは本連盟主催大会に限り当分の間適用するものとする。

## 1 大会運営上の留意事項

- (1) 開会式の実施及びその内容についてはその都度協議し決定する。
- (2) 大会に参加する選手は、保護者の承諾を得た者でなければならない。
- (3) 本連盟役員、指導者、審判員、保護者等（以下「大会関係者」という。）は検温等を実施し、体調に異変がない者でなければ大会施設等へ入場してはならない。
- (4) グラウンド、観覧席等の施設へ入退場する者は手指消毒等に努めなければならない。
- (5) 対戦を終えたチーム（関係者）は速やかに施設から離れなければならない。
- (6) 対戦チーム（関係者）の試合会場入りは、試合開始予定時刻の1時間前からとする。
- (7) ゴミは各自持ち帰ることとする。
- (8) 大会関係者は大会実施が可能な状況か否か等、常に情報収集及び大会本部への報告等に努めなければならない。
- (9) 大会開催（参加）が原因で新型コロナウイルス等の感染症に感染した又は感染したことが疑われる場合であっても、本連盟は一切その責任を負わない。

## 2 試合運営上の留意事項

- (1) 試合開始前及び終了後の挨拶はベンチ前で行うこととし、その際、選手間の距離は十分確保することとする。
- (2) 選手紹介等の放送を用いる場合は、必要最小限の人数で対応することとする。
- (3) ベンチ入りする者のマスク着用を推奨する。なお、着用しない場合であっても携帯するよう努めなければならない。
- (4) 出場選手のマスク着用は否定しない。
- (5) 介護員はベンチ入りせず、ベンチ周辺で待機し必要に応じてその役割に努めることを認める。
- (6) 攻撃チームの控え選手はベンチから一時的に離れても差し支えない。
- (7) 歌を用いた応援等は禁止する。
- (8) 試合後のエール交換は省略する。
- (9) 出場チームは大会期間中、常に消毒液を携帯し、試合中及び試合後等は、次の対応に努めなければならない。なお、それに係る一切の費用は出場チームの負担とする。
  - ア 共用する用具等の消毒
  - イ 試合後のベンチ内の椅子、机等の消毒
  - ウ その他必要と判断される随時の消毒
- (10) 審判員のマスク又はマスクシールド等の着用は、審判員自らの判断とする。なお、着用しない場合であっても常に携帯しなければならない。
- (11) 審判員を含む他者への水分提供は不要とする。ただし、緊急時はこの限りではない。

## 3 その他

本書記載事項は、必要に応じて随時見直すこととする。